

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、ひとり親家庭医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成24年中津市条例第34号)に基づきひとり親家庭医療費助成に関する以下の事務を行っている。 ①申請に基づき、資格認定申請書の受付、審査、受給者証の交付を行う。 ②申請に基づき、住民票に基づく異動、加入保険内容等により、受給者ごとに資格に管理を行う。 ③償還払申請受付、審査、助成を行う。 なお、資格に関して、住民基本情報、所得情報、保険給付の資格者等に関する情報を扱う。
③システムの名称	1 ひとり親医療費助成システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び別表1の8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部子育て支援課 TEL 0979-22-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部子育て支援課 TEL 0979-22-1141
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報に関して人手が介在する局面ごとに複数人で確認するなどの措置を講じ、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、人事異動に伴いアクセス権限の登録・削除を行ったり、特定個人情報の使用を記録する等、適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 為末 奈津美	子育て支援課長 栗山 昌也	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 栗山 昌也	子育て支援課長 上家 しのぶ	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8.監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 上家 しのぶ	子育て支援課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例に規定する予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1の8	事後	根拠となる条例を記載したことによる修正
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第8項	事後	根拠規定の修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-22-1141	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部子育て支援課	中津市健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	様式	旧様式による記載	新様式に変更 リスク対策に判断の根拠を追加	事後	様式変更
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	③償還払申請受付、審査、助成を行う。 なお、資格に関して、住民基本情報、所得情報に関する情報を扱う。	③償還払申請受付、審査、助成を行う。 なお、資格に関して、住民基本情報、所得情報、保険給付の資格者等に関する情報を扱う。	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資格台帳ファイル・口座情報ファイル	ひとり親家庭医療費助成受給者台帳ファイル	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)